

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	遠軽町地方税等関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠軽町は、地方税等に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	地方税等に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。
------	---

評価実施機関名

遠軽町長

公表日

令和7年10月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税等関係事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、地方税等関係事務を行う。 地方税等に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 【個人住民税（森林環境税を含む）に関する事務】 住民等から課税資料（確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等）を収集し管理を行う。それらを基に所得や控除等を把握し税額計算を行い、個人住民税の賦課決定を行う。また、所得証明書等を発行する。 ①納税義務者、国税庁、給与支払者、年金保険者、地方公共団体等から課税情報を取得する事務 ②住民登録がない者の情報を照会する事務 ③課税情報を作成する事務 【固定資産税に関する事務】 土地、家屋及び償却資産の所有者等に対して固定資産税を賦課する。また、評価証明、公課証明等を発行する。 ①所有資産の照会に関する事務 ②固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務 ③土地、家屋又は償却資産の調査及び評価に関する事務 ④納税通知書、課税証明書の発行事務 【軽自動車税に関する事務】 軽自動車等の所有者から提出された申告書等により登録、廃車、名義変更等を行い、それらを基に軽自動車税額を算出し、当該所有者等に対して軽自動車税を賦課する。また、納税証明書等を発行する。 ①軽自動車台帳の管理に関する事務 ②軽自動車税の賦課に関する事務 ③納税証明書、標識公布証明書等の証明書の発行に関する事務 【税の徴収に関する事務】 納付書や口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況を管理し、再発行納付書や納税証明書の出力、還付充当処理や督促状の発行など、納付に関連する事務を行う。口座振替及びその振込事務に必要な口座情報の登録管理及びその口座登録情報をもとにした各金融機関への口座振替（振込）依頼、口座振替依頼結果データの受入処理による各賦課データへの消込を行う。各賦課データの納付状況を管理し、納付指導、分納誓約や滞納処分などの滞納整理に関連する事務を行う。
③システムの名称	総合行政情報システム、確定申告受付システム、家屋評価システム、eLTAXシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理

2. 特定個人情報ファイル名

(1)個人住民税ファイル、(2)固定資産税ファイル、(3)軽自動車税ファイル、(4)申告相談ファイル、(5)収納・口座ファイル、(6)宛名管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 48の項 【情報提供の根拠】 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	遠軽町総務部総務課 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4811
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	遠軽町総務部総務課 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4811
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、特定個人情報の取扱いに関して、手作業が介在するいずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対して、マイナンバー制度や情報セキュリティ対策に関する研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、未受講者には再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 また、年度末には、取扱いに関する監査を実施し、取扱いの意識づけを行っている。 これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 27項 【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 27項 【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項	事後	
平成30年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 27項 【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 27項 【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項	事後	
平成30年9月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 会津靖朗	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 27項 【情報提供の根拠】 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二 27項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策		追加	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	民生部税務課	総務部税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、地方税等関係事務を行う。 地方税等に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法その他の地方税に関する法律、町税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 【個人住民税に関する事務】 住民等から課税資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)を収集し管理を行う。それらを基に所得や控除等を把握し税額計算を行い、個人住民税の賦課決定を行う。また、所得証明書等を発行する。 ①納税義務者、国税庁、給与支払者、年金保険者、地方公共団体等から課税情報を取得する事務 ②住民登録がない者の情報を照会する事務 ③課税情報を作成する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、地方税等関係事務を行う。 地方税等に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 【個人住民税(森林環境税を含む)に関する事務】 住民等から課税資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)を収集し管理を行う。それらを基に所得や控除等を把握し税額計算を行い、個人住民税の賦課決定を行う。また、所得証明書等を発行する。 ①納税義務者、国税庁、給与支払者、年金保険者、地方公共団体等から課税情報を取得する事務 ②住民登録がない者の情報を照会する事務 ③課税情報を作成する事務	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二 27項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 48の項 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	

[illegible]